



東情審答申第19号
令和6年12月26日

東大和市教育委員会教育長
岡田 博史 様

東大和市情報公開・個人情報保護審査会
会長 渡邊 眞一

部分公開決定に対する審査請求について（答申）

令和6年7月23日付け（令和6年8月20日訂正）大教教発第39号による下記諮問について、別紙のとおり答申します。

記

1 諮問事項

令和5年10月25日付けで情報公開請求者に対して行った部分公開決定について

答 申

1 審査会の結論

審査請求の対象文書について部分公開とした決定は妥当である。

2 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、審査請求人が令和5年10月12日付けで、「損害賠償請求事件（令和5年（ネ）720号に係る2023年6月13日以降の弁護士からの請求書」につき、東大和市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により情報公開請求をしたことに対し、同年10月25日付けで、東大和市教育委員会中央公民館（以下「処分庁」という。）から、部分公開決定を受けたため、取り消しを求めるものである。

3 当事者の主張の要旨

(1) 審査請求人の主張の要旨

審査請求書、反論書及び口頭意見陳述における審査請求人の主張は、おおむね次のようなものである。

ア 審査請求の趣旨

非公開となっている、部分公開決定の取消しを求める。

イ 審査請求の理由

(ア) 事件番号を非公開としたことは、申請人が当該裁判の原告であることから、その理由はない。

(イ) 銀行名を非公開としたことは、条例の規定の拡大解釈であり、理由がない。

(2) 処分庁の主張の要旨

弁明書等における処分庁の主張は、おおむね次のようなものである。

ア 事件番号

事件番号により各訴訟の事件を特定し訴訟記録の閲覧請求をすることで、訴訟記録に記載された原告の氏名、住所等を知ることができ、特定の個人が識別されること、また、当市における情報公開事務の運用にあたっては、個人に関する一切の情報は非公開を原則とし、公開請求者が、自己に関する情報について公開請求をした場合であっても、第三者からの公開請求の場合と同様に取り扱うものとしていることから、条例第7条第2号に該当する。

イ 振込先

振込先については、弁護士事務所の金融情報であり、第三者に知られることを容認しているとは考え難いこと、また、これらが公にされることで財産を脅かし、犯罪に利用されることも近年の情勢において危惧されることから、条例第7条第4号に該当する。

4 審査会の判断

審査会は、審査請求人及び処分庁の主張を具体的に検討した結果、次のように判断する。

(1) 審査会の検討内容

ア 事件番号

(ア) 審査請求人と処分庁の主張について

審査請求人は、「件名」中事件番号であろうと推認される部分について、申請人が当該裁判の原告であることを窓口で何度も伝えており、条例第7条第2号に該当するといえども、非公開とする理由はないと主張する。

これに対して、処分庁は、事件番号は他の情報と照合することにより、原告を識別することができる情報に該当し、本人による自己情報の開示であっても、特定の個人を識別することができる情報は原則として非公開と主張する。

そこで、審査請求人が主張するように、「件名」中事件番号であろうと推認される部分が条例第7条第2号に該当しないのかについて検討する。

(イ) 当該行政文書における条例第7条第2号の判断基準について

当該行政文書における条例第7条第2号の判断基準について検討する。

「情報公開事務の手引」35ページには、次の記載がある。

条例第7条第2号の解説によれば、「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるもの」とは、その情報自体からは特定の個人を識別することはできないが、当該情報と他の情報とを照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報をいう。

照合の対象となる他の情報とは、公知(周知)の情報や、図書館等の公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれる。

また、請求理由を記載すれば誰でも公開請求できることから、仮に、当該個人の近親者、地域住民であれば誰でも保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含まれると解する。他方、特別の調査をすれば入手し得るかもしれないような情報については、一般的には、「他の情報」に含めて考える必要はないものと考えられる。

照合の対象となる「他の情報」の範囲については、当該個人情報情報の性質や

内容等に応じて、個別に適切に判断することになる。

そこで、審査会は、当該行政文書に記録されている情報が条例第7条第2号に該当するか否かは、個別・具体的に判断することが妥当であるとする。

(ウ) 審査請求人は、条例第7条第2号について、「特定の個人を識別できる」だけでは充分でなく、「個人の権利利益を害するおそれがあるもの」でなければならないと主張する。

条例第7条第2号は、「特定の個人を識別することができるもの」又は「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を侵害するおそれがあるもの」と規定しているため、審査請求人の主張は、独自の解釈であり、認められない。

(エ) 審査請求人は、部分開示の範囲について、特定の個人を識別できないものとするためには多様なパターンが考えられるとし、「令和5年(ネ)」又は「第720号」を隠すだけで十分であり、事件番号「令和5年(ネ)第720号」を一律に黒塗りとするのは裁量権の濫用であると主張している。

事件番号は、一体のため、一部だけ公開あるいは非公開とする性質のものではない。審査請求人の主張は、認められない。

(オ) したがって、当該行政文書が条例第7条第2号に該当すると判断する。

イ 振込先

(ア) 審査請求人と処分庁の主張について

審査請求人は、「振込先」の項、銀行名・口座名義・口座番号と推認される部分について、後2者についてはともかく、銀行名まで非公開とすることは、条例第7条第3項(原文ママ)の拡大解釈であり、非公開とする理由はないと主張する。

これに対して、処分庁は、銀行名・口座名義・口座番号については、弁護士事務所の金融情報であり、一般的な飲食業者等のように、銀行名・口座名義・口座番号が第三者に知られることを一般的に容認しているとは考え難いこと、また、銀行名・口座名義・口座番号が公にされることで財産を脅かし、犯罪に利用されることも近年の社会情勢において危惧されることから、条例第7条第4号に該当し、非公開と主張する。

処分庁は、部分公開決定通知において、条例第7条4号に該当するため非公開としているが、当初の弁明書では、条例第7条3号に該当するため非公開としていた。これに伴い、審査請求人は条例第7条3号の拡大解釈と反論しているものとする。弁明書の修正に伴い、審査庁は請求人に対し、反論書の修正の時間を与えたが、この部分に関する改めての修正は提出されなか

った。

(イ) 当該行政文書における条例第7条第4号の判断基準について

審査請求人が主張する当該行政文書における条例第7条第4号の判断基準について検討する。

「情報公開事務の手引」47ページには、次の記載がある。

条例第7条第4号の解説によれば、「その他の公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防及び捜査活動のほか、平穏な市民生活、社会の風紀又はその他の公共の秩序を維持するために必要な活動をいう。「支障が生ずるおそれがある」とは、公共の安全と秩序の維持のための活動が阻害され、若しくは適正に行なわれなくなり、又はその可能性がある場合をいう。

そこで、審査会は、当該非公開とすることは、行政文書に記録されている情報が条例第7条第4号に該当するか否かは、個別・具体的に判断することが妥当であると考える。

(ウ) 処分庁は、東京地方裁判所民事第38部(平成15年9月16日判決言渡)

行政文書一部不開示処分取消請求事件判決を引用している。要旨は、一般的な飲食業者等のように、不特定多数の者が新規にその顧客となり得、通常、自らの口座番号等が多くの顧客に広く知られることを容認し、当該顧客を介してこれが更に広く知られ得る状態に置いているような事情が存在するといった場合は、例外と考えるべきであるが、そのような例外を除き、金融情報は一般的に十分保護されるべきものであるというものである。

審査請求における銀行名・口座名義・口座番号については、弁護士事務所の金融情報であり、第三者に知られることを一般的に容認しているとは考え難い。

また、銀行名・口座名義・口座番号が公にされることで財産を脅かし、犯罪に利用されることも近年の社会情勢において危惧されるという主張は、妥当である。

(エ) したがって、当該行政文書が条例第7条第4号に該当すると判断する。

(オ) 当該行政文書における条例第7条第3号の判断基準について

審査請求人が主張するように、「振込先」中銀行名・口座名義・口座番号と推認される部分であろうと推認される部分が条例第7条第3号に該当しないのかについて検討する。

「情報公開事務の手引」41ページには、次の記載がある。

条例第7条第3号の解説によれば、法人等又は事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められる情報が記録されている行政文書を非公開とするものである。「地位が損なわれると認めら

れる」とは、公にすることにより、法人等の事業活動に何らかの不利益が生じるおそれがあるというだけでは足りず、法人等の競争上の地位が具体的に侵害されると認められる場合を意味する。

審査請求人は、反論書5ページ(1)において「情報公開事務の手引」を引用している部分は、「情報公開事務の手引」記載と合致しているが、そもそも処分庁は、条例第7条第3号を非公開の根拠としていない。

(カ)したがって、当該行政文書が条例第7条第3号に該当するかどうかの判断を要しない。

(2) 結論

以上の検討から、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 付言

処分庁が、当該行政文書について、部分公開決定を行ったことは、条例制定の理念や情報公開制度の位置付けに照らして、正当であったと考える。

一方で、審査請求人が、同じ処分庁が、令和5年6月23日付けの情報公開決定では事件番号を公開していたことについて、弁明書で言及がないこと、一貫性がないことを指摘している。審査会は、処分庁への説明聴取により、処分庁が判断を変更した理由は、判断材料の参考とした判例を認識した時期の違いによるということを理解できたが、整合性を疑われてしまうので、留意するよう要望する。

審査会の直前、処分庁が弁明書を訂正し、教育委員会教育総務課(以下「審査庁」という。)が諮問書を訂正した。弁明書に対して、審査請求人から反論書の提出や口頭意見陳述の手続が行われる。審査会は、適正な手続を保障し、円滑な審査を図る観点から、処分庁及び審査庁が一層適切な事務に努めるよう求める。

6 答申に至る経緯

答申に至る主な経緯は、次のとおりである。

- (1) 令和5年10月12日、処分庁は、条例第6条第1項の規定による公開請求書を受け付けた。公開請求された文書は、「損害賠償請求事件(令和5年(ネ))720号に係る2023年6月13日以降の弁護士からの請求書」である。
- (2) 令和5年10月25日、処分庁は、行政文書を特定し、記録されている内容について公開すべき部分と非公開とすべき部分を判断し、公開請求者に対して、部分公開決定通知書を送付した。
- (3) 令和5年11月6日、審査請求人は、原処分不服があるとして、審査請求書を提出し、審査庁が受付をしたが、翌7日に審査請求人に対して、審査請求書の

不備の補正を求めた。

- (4) 令和5年12月19日、審査請求人は、審査請求書の訂正を行い、審査請求書を提出し、審査庁が受付をした。審査庁は、処分庁に対し、公開決定等の内容について再検討を依頼した。
- (5) 令和6年3月11日、処分庁は、公開・非公開の判断は変更せず、「本件審査請求を棄却する。」との採決を求める弁明書を審査庁に提出した。
- (6) 令和6年3月12日、審査庁は、審査請求人に対し弁明書の写しを送付するとともに、反論書の提出について通知した。
- (7) 令和6年4月15日、審査請求人は、反論書を提出し、審査庁が受付をした。
- (8) 令和6年7月23日、審査庁は、審査会に対して、諮問書を提出した。
- (9) 令和6年8月20日、処分庁は、訂正した弁明書を審査庁に提出した。これに伴い、審査庁は、諮問書を訂正した。
- (10) 令和6年8月21日、審査庁から審査会に対して、条例第18条の2の規定に基づき諮問があり、令和6年度第1回審査会を開催した。諮問庁及び処分庁から説明聴取と質疑を行った。審査請求人からの口頭意見陳述と質疑を行った。
- (11) 令和6年8月21日、審査請求人は、反論書の訂正と補足を提出し、審査庁が受付をした。
- (12) 令和6年8月21日、審査庁は、審査請求人に対し訂正後の弁明書を渡すとともに、反論書の提出について通知した。
- (13) 審査請求人からの反論書の提出及び口頭意見陳述の申し出はなかった。
- (14) 令和6年12月12日、令和6年度第2回審査会を開催した。
- (15) 令和6年12月26日、審査会が答申した。